

## JBA 公認コーチ 復活申請から手続きまでの流れ

### <資格失効者の資格復活基準>

第11条資格の復活について、次の条件を全て満たす者について認める。

- (1) 資格有効期限を過ぎて4年以内の者であること
- (2) JBA又は都道府県協会の定めるリフレッシュ研修を受け、必要なポイントを獲得している者。あるいは、それに相当する研修を受けている者
- (3) 都道府県協会が今後の活動において、その指導者を特に必要と認める者であること
- (4) 資格有効期限が切れた後も指導活動を継続しており、指導者として引き続き積極的に活動し、スポーツの普及・振興に貢献できる者であること

2. 資格の復活について、次の条件に該当する者は、資格の復活は認めない。

- (1) 本人の意思により資格を放棄した者
- (2) 第10条(1)により資格を取り消された者
- (3) 過去に資格復活申請を行ったことがある者

3. 資格有効期限を過ぎて4年以上経過している者でも次の条件に該当した場合、特例として資格復活を認めることがある。その場合、証明するものを添付すること。

- (1) 長期にわたり海外に滞在していた場合
- (2) 長期にわたり入院あるいは社会復帰するためにリハビリテーションをしていた場合
- (3) その他JBAが特に認めた場合

4. 資格復活に際し、審査料として5,000円を徴収する。但し、有効期限切れ後1年以内の者は徴収しない。

上記に該当される方は下記の手順に従ってください

### 1. 申請書のダウンロード

- ① 日体協資格失効の場合……………[様式 1-A] ・ [様式 2-A]
- ② JBA 資格失効の場合……………[様式 1-B] ・ [様式 2-B]
- ③ JBA・日体協資格ともに失効……………[様式 1-A] ・ [様式 2-A]

↓

### 2. 申請書・審査料の提出……………第1回:3月15日迄 第2回:9月15日

- ・ 申請書(必ず捺印)
- ・ 審査料

失効後 1 年以内 — なし

失効後 2～4 年 ①日体協資格失効の場合 2,000 円(別途日本体育協会に直接 3,000 円納付)

②JBA 資格失効の場合 5,000 円

③JBA および日体協資格ともに失効の場合 2,000 円(別途日本体育協会に直接 3,000 円納付)

※審査料が必要な方は、現金書留にて下記へ送付

お問い合わせ・送付先

〒062-0905 札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1 北海道立総合体育センター内  
(一財)北海道バスケットボール協会 荒井宛  
TEL 011-820-1632 FAX 011-820-1633

↓

### 3. 北海道バスケットボール協会より申請者に審査結果報告……………第1回:3月末 第2回:9月末

↓

### 4. Team-JBA 登録・登録料の支払い完了する ……第1回:5月30日迄 第2回:10月30日迄

(一財)北海道バスケットボール協会